

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前記日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	アスラダプラ教育病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	アスラダプラ教育病院整備計画に必要な詳細設計に必要な役務の供与	104,000千円 H21.2.28まで	H20.2.29 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 P・B・ジ ヤヤスンドラ財務・計画 省次官	H20.3.12 138号
スリランカ	アスラダプラ教育病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	アスラダプラ教育病院整備計画に必要な 1.教育病院の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材並びにその調達及び搬付けに必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,803,000千円 (H20年度) 26,000千円) H21.3.31まで (H21年度) 491,000千円) H22.3.31まで (H22年度) 1,286,000千円) H23.3.31まで	H20.5.13 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 P・B・ジ ヤヤスンドラ財務・計画 省次官	H20.5.22 283号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むスリランカの経済当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,300,000千円 _____	H20.5.13 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 P・B・ジ ヤヤスンドラ財務・計画 省次官	H20.5.23 289号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、_____と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。